

稲美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務 仕様書

第1章 総則

第1節 適用範囲

本仕様書は、本町が実施する「稲美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務」(以下、「本業務」という。)に適用する。

第2節 業務の目的

本業務は、2050年に本町のゼロカーボンシティ化の実現を見据え、本町の地域特性を踏まえ、地域課題解決につながるような再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性を定めるとともに、目標達成の具体的なビジョンを策定し、併せて「稲美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「実行計画」という。)を策定することで、本町、事業者、住民等の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組んでいくことを目的とする。

第3節 業務名

稲美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務

第4節 業務対象地域

稲美町全域

第5節 業務の期間

契約締結日の翌日から、令和7年3月31日までとする。

第6節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する諸法令規則、設計基準、指針、通達等を遵守するものとする。

- (1)地球温暖化対策の推進に関する法律
- (2)気候変動適応法
- (3)地球温暖化対策実行計画
- (4)稲美町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- (5)稲美町総合計画
- (6)その他関係法令、規定、通達等

第7節 受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたって、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。

第8節 打合せ記録

受託者は、本業務における打合せ及び協議した事項について、その内容を記録し、本町に提出するものとする。

第9節 貸与資料

本業務の実施にあたり必要な図書及びその他関連資料を受託者に貸与するものとする。なお、受託者が貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、委託者に提出するものとし、業務完了時に全て返却するものとする。

また、貸与された資料は、重要性を勘案し、取扱い及び保管に十分に注意するものとする。

第10節 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た内容を本町の許可なしに他の調査に使用、又は公表、その他本業務の目的外に使用してはならない。

第11節 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに本町と協議し、これを定めるものとする。

第12節 提出書類

- 1 受託者は、本業務の着手にあたり、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 着手届
 - (2) 業務計画書
 - (3) その他発注者が必要とする書類
- 2 受託者は、本業務の完了にあたり、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 業務完了届
 - (2) 納品書
 - (3) 完了払請求書
 - (4) その他発注者が必要とする書類

第13節 審査及び引き渡し

- 1 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
- 2 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本町の検査員の検査をもって業務の完了とする。

第14節 成果品

完了日までに次の成果品を提出するものとする。なお、成果品はあらかじめ稲美町と内容について、協議、精査したものとする。

- | | |
|---|------|
| (1) 稲美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)本編
(紙媒体・A4版くるみ製本、カラー80ページ程度) | 100部 |
| (2) 稲美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)概要版
(紙媒体・A4版くるみ製本、カラー20ページ程度) | 100部 |
| (3) 稲美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)配布版
(紙媒体・A3版二つ折り、カラー) | 500部 |
| (4) 上記(1)(2)(3)の電子媒体(CD-R) | 1式 |
| (5) 収集資料その他委託者が指示するもの | 1式 |

第15節 その他

- 1 受託者は、業務の実施にあたり、本町との連携を密にし、規定業務内容の変更又は当該業務以外の調査・計画等の必要が生じた場合は、その段階で委託者とその対応について協議するものとする。
- 2 業務内容の変更に必要な資料は受託者が作成する。
- 3 本業務の再委託を禁止する。ただし、本町の承認を得た場合を除く。
- 4 この仕様書に定めのない事項は、本町と協議するものとする。
- 5 本業務は、環境省補助事業である令和5年度補正予算「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)(第1号事業の1)」を活用する予定の業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。

第2章 業務の内容

第1節 計画準備

業務着手後速やかに業務の実施に際し必要な計画の作成及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

第2節 国等の政策動向の整理

近年の SDGs 等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050年ゼロカーボンの実現に向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

第3節 上位・関連計画の整理

本町の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関連する施策の整理・分類を行う。

第4節 自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理

本町の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料の収集・整理を行う。収集・整理する項目は次の内容を基本とし、必要に応じて項目を追加するものとする。

- (1) 自然的条件：地勢概要、気象、植生等
- (2) 経済的條件：事業所・就業者数の状況、農業（販売農家、経営耕地面積、農業産出額）、観光業、交通産業、商工業等
- (3) 社会的条件：人口、土地利用、地域交通（公共交通を含む）、文化財・景観等

第5節 地域の温室効果ガス排出量、吸収量の把握及び将来推計

- 1 地域の温室効果ガス排出量の現状について、できるだけ実態に即した推計方法により、調査する。住民や事業者に対するアンケート等を用いてデータを回収する場合は、統計的に地域の縮図になるような有効数を確保するように実施する。
- 2 地域の温室効果ガス排出量の将来推計について、BAU（取り組みを行わず、現状のまま推移した場合）における推計と、後述する脱炭素シナリオに基づく推計の2点以上の推計を実施すること。
- 3 カーボンニュートラルの状態となる際の温室効果ガスの排出量を把握するため、本町の自然条件等を加味した吸収量を算出する。

第6節 再生可能エネルギーポテンシャルの推計

地域の再生可能エネルギーポテンシャルについて推計を行う。なお、推計にあたっては、実現が不可能なものにならないようにする。

第7節 アンケート調査及びヒアリング調査の実施及び分析

第4節から第6節の調査の一環として、住民、事業者を対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を次の分担表に基づき実施する。実施にあたっては、郵送以外での方法（WEB等）を積極的に活用し、回答率の向上に努めることとする。調査後、集計・分析を行い、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。なお、アンケートは住民に1,000部、事業者に100部発送する予定である。

対象	項目	町	受託者
住民 事業者	調査票の作成		○
	アンケートフォーム等の作成		○
	住民及び事業者の抽出	○	
	調査票の印刷・封入・発送・回収（返送先）		○
	調査票の分析・計画への反映		○
	アンケート調査にかかる費用負担 （印刷、封入、発送、回収等）		○

その他発生する業務は受託者と自治体で協議の上、分担を決定する。

第8節 地域特性・課題の分析

上記第2節から第4節の結果をもとに、地域特性・課題の分析を行う。

第9節 2050年度カーボンニュートラルの達成に向けた将来像の検討

上記第2節から第8節の結果を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた将来像を検討し、その将来像を達成するためのシナリオ及び具体的施策について検討を行う。また、その内容は地域課題の同時解決を図られるものであり、本町の実態に沿った実現可能性のあるものとする。

第10節 地域の再生可能エネルギー導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の設定

地域の再生可能エネルギーの導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標を設定する。目標年は、2030年と2050年とする。

第11節 目標達成に向けた施策の検討

再生可能エネルギーの導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標を実現するため、目標達成に向けた施策の検討を行う。現実的に実施可能な再生可能エネルギーによる事業の可能性を調査し、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた課題解決型モデル事業の検討を行う。

なお、本業務実施により改訂が必要となる見込みの「稲美町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」についても、本業務の実施内容を基に、修正後の目標値や、目標達成に向けた施策内容について、適宜助言を行うものとする。

第12節 気候変動適応計画の包含

これまでに本町に生じている気候変動の影響事例や将来想定される影響について、国の気候変動影響評価等を基に評価を行い、本町の特性に即した適応策を検討する。

これらは、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付け、計画書に反映すること。

第13節 計画の推進方法の検討

計画に基づく施策の評価方法、推進体制、スケジュールを検討する。

第14節 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）計画書原案の作成

前項までの結果をとりまとめ、計画書原案、概要版及び配布版を作成する。

また、区域施策編原案のパブリックコメントを行うにあたり、公表する資料の作成等を行う。

なお、計画書、概要版及び配布版には、写真・イラスト・図表を適切に配置し、読みやすく

デザイン性に優れたものとする。特に配布版は作成の意図を汲み、一目で分かりやすい内容となるようにする。また、本計画に合致する副題、コラムを挿入すること。

第15節 パブリックコメント支援

計画書原案の作成後に、住民等へ広く意見を聴取するため、パブリックコメントの実施を支援する。パブリックコメントで得られた意見は必要に応じて計画に反映するものとする。

第16節 業務報告書のとりまとめ

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

第17節 会議等開催支援

本計画の策定に向けた意見交換をするため、庁舎外のステークホルダーを含む会議を年3回程度開催する。受託者は全会出席するとともに、計画策定に係る資料の作成、助言、議事録のとりまとめを行うこと。

第18節 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施する。なお、本計画は、本町の関連部局等との調整や報告を行いながら進めるため、必要に応じて、打合せへの同席、資料作成等の補助を行うとともに、指摘を受けた点について業務に反映させる。